

V 健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。

また、栄養士、介護福祉士等の資格取得を目指す方を養成する施設の指定及び指導監督業務を行っています。

1 感染症法に基づく病原体等の管理等に関する業務

(1) 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下病原体等）については、病原性や国民への生命及び健康に与える影響等に応じて一種から四種に分類され、病原体等の所持等に係る基準を設けています。

東北厚生局では、管内の三種病原体等の所持者からの届出業務及び三種病原体等所持施設への立入検査による基準の遵守状況の確認業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
三種病原体等所持届出書の受理	0	0	0	1	0
三種病原体等所持届出変更届出書の受理	1	0	0	1	3
三種病原体等輸入届出書の受理	0	0	0	0	0
三種病原体等所持施設への立入検査	2	1	1	1	1

2 児童扶養手当支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

(1) 概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当支給事務は、都道府県及び市区町村が行っています。

東北厚生局では、管内の都道府県及び市町村に対し、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的に、児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導自治体数	6	6	11	14	12

3 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務

(1) 概要

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の行う職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

東北厚生局では、管内の民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 実績

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員児童委員委嘱	20,350	470	308	20,041	585
民生委員児童委員解嘱	270	345	314	275	450
主任児童委員指名	2,050	45	35	2,039	53
主任児童委員指名解除	17	30	25	495	31
感謝状の授与	4,898	139	118	5,084	202
厚生労働大臣表彰個人	35	35	32	36	34
厚生労働大臣表彰団体	4	4	4	5	4
厚生労働大臣特別表彰	679	23	29	801	10

(3) 民生委員・児童委員委嘱者数〔令和6年3月31日現在〕

(単位：人)

県・市名	委嘱者数		県・市名	委嘱者数	
		うち主任児童委員			うち主任児童委員
青森県	1,945	177	八戸市	449	44
岩手県	2,774	295	盛岡市	511	55
宮城県	2,691	237	秋田市	594	72
秋田県	2,302	245	山形市	432	59
山形県	2,114	215	福島市	527	50
福島県	2,615	279	郡山市	539	68
仙台市	1,381	126	いわき市	600	67
青森市	533	59	合計	20,007	2,048

4 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査に関する業務

(1) 概要

生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行事務監査（医療扶助の適正化）は、都道府県、指定都市及び中核市に対して、①自立支援医療の適用状況に関する事、②頻回受診者に対する適正受診の指導に関する事、③向精神薬重複処方の改善状況に関する事、④指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する事を中心として実施しています。

東北厚生局では、管内の県、指定都市及び中核市に対し指導監査を行っています。

(2) 実績

令和5年度は、東北管内6県、1指定都市及び8中核市に対し、指導監査を実施しました。

5 生活保護法指定医療機関に対する指導に関する業務

(1) 概要

生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導業務を実施しています。また、生活保護の医療扶助運営要領に基づき、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導を実施しています。

東北厚生局では、管内の生活保護法に規定する指定医療機関に対し、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導を実施しています。

(2) 実績

令和5年度は宮城県と共同で1指定医療機関に対する指導を実施しました。

6 保護施設に対する指導監査に関する業務

(1) 概要

日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめとする居宅保護や、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とした救護施設をはじめとする保護施設に対する指導監査は、生活保護法の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として行っています。

東北厚生局では、管内の県、指定都市又は中核市が設置した保護施設に対し、概ね4年に1回実地による監査を実施しています。

(2) 実績

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保護施設に対する指導監査	1	0	0	0	0

(※令和6年3月末現在、東北厚生局管内に指導監査の対象となる保護施設はありません。)

7 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関の指定、監督等に関する業務

(1) 概要

生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関又は介護扶助のための介護を担当する機関は、病院、診療所、薬局、介護施設等の開設者からの申請により指定しています。

東北厚生局では、管内に所在する国が開設した医療機関及び介護機関に係る指定、指定更新、指定の取消、及び廃止・辞退、変更届の受理に関する業務を行っています。

(「生活保護指定医療機関一覧(東北厚生局管内で国が開設するもの)」は参考資料2(1-1)、
「生活保護指定介護機関一覧(東北厚生局管内で国が開設するもの)」は参考資料2(1-2)参照)

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定申請	2	2	1	0	0
指定更新	0	0	3	3	19
変更、廃止等届出の受理	10	5	5	6	10
辞退の申出の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0

8 各種養成施設の指定及び監督等に関する業務

東北厚生局では、次の専門職種に就くための資格又は受験資格等を得るための管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地で確認する指導調査をはじめ、養成施設等に対する監督等の業務を行っています。

(「東北厚生局の所管する養成施設等一覧」は参考資料2(2)参照)

(1) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

① 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく資格であり、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規認定	0	0	0	0	0
変更承認	0	0	0	0	0
変更届出	0	0	1	1	1
取消・廃止	0	0	0	0	0
実地調査	0	0	0	1	0

(2) 管理栄養士養成施設

① 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規指定	0	0	0	0	0
変更承認	2	0	0	0	2
変更届出	0	4	1	1	1
取消・廃止	0	0	0	0	0
実地調査	0	0	1	0	1

(3) 栄養士養成施設

① 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規指定	0	0	0	0	0
変更承認	4	1	4	5	3
変更届出	6	2	1	3	5
取消・廃止	0	1	0	1	1
実地調査	5	4	2	3	4

(4) 介護福祉士養成施設等

① 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

② 実績

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規指定	0	0	1	0	0
変更承認	3	3	1	2	3
変更届出	53	44	43	54	51
取消・廃止	1	0	0	2	1
実地調査	6	4	6	5	7

(実務者研修)

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規指定	0	0	0	0	0
変更承認	0	0	0	0	0
変更届出	1	0	4	2	2
実地調査	0	1	1	1	0

9 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する業務

(1) 概要

社会福祉士及び介護福祉士法では、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続きを省略できるよう、実習演習科目について、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができるようになっていきます。

実習演習科目の確認を受けようとする者は、文部科学省及び厚生労働大臣に申請をすることになっており、東北厚生局では、管内の当該実習科目の確認を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実習演習科目の確認	0	2	0	0	0
変更届	34	37	31	40	52
確認の取消	1	0	0	1	0

10 各種講習会に関する業務

東北厚生局では、管内の社会福祉士及び介護福祉士養成施設等から届け出される各種講習会の実施届書、変更届書、実施報告書等の受理を行っています。

(1) 介護技術講習等に係る実施の届出等の受理

① 概要

介護技術講習会を実施する場合は、実施届を提出し、各講習会終了後には実施報告書を提出することとされています。

東北厚生局では、管内の介護福祉士学校から提出される介護技術講習会の実施届、変更届、実施報告書及び修了者名簿等の受理を行っています。

② 実績

令和5年度の介護技術講習会実施届等受理の実績はありません。

(2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会等の実施届の受理

① 概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があります。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があります。

講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることとされています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績等

令和5年度は、社会福祉士実習指導者講習会実施届を5件受理しています。

また、介護福祉実習指導者講習会実施届を6件受理しています。

(3) 実務者研修教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護課程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があ

ります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることとされています。
東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理業務を行っています。

② 実績

令和5年度は、実務者研修教員講習会実施届を11件受理しています。

(4) 医療的ケア教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることとされています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績

令和5年度は、医療的ケア教員講習会実施届を26件受理しています。

(5) その他

実務者研修認定研修の実施届出書について受理し、その実施予定をホームページ上で公表しています。

令和5年度の実務者研修認定研修の実施届出書受理の実績はありません。

11 障害者自立支援指導に関する業務

(1) 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく、障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、管内の県、指定都市及び中核市が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実地指導	1県、2市	0	2県、3市	3県、3市	1市
実地検証	0	0	2	3	2

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、中止となりました。

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

東北厚生局では、次の補助金等について、管内の交付決定等の執行業務を行っています。

(1) 施設整備に係る補助金等について

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
保健衛生施設等 施設・設備整備 費国庫補助金	都道府県等が設置する精神保健、精神障害及び感染症の医療機関等の施設及び設備に要する経費の一部を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	【施設整備】 1. 交付件数 3 件 2. 交付額 52,248 千円 【設備整備】 1. 交付件数 27 件 2. 交付額 89,454 千円
保健衛生施設等 災害復旧費国庫 補助金	都道府県等が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 14 件 2. 交付額 829,966 千円
地域介護・福祉 空間整備等施設 整備交付金	市町村が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費の一部に充てるため、都道府県及び市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を促進することを目的とする。 ○防災・減災等事業整備計画（主な対象事業） 既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等整備事業、耐震及び水害対策強化のための防災補強改修並びに利用者等の安全性確保の観点から行う大規模修繕等を実施する事業、既存高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために要する経費を支援する事業、高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 など	1. 交付件数 104 件 2. 交付額 918,737 千円

<p>次世代育成支援 対策施設整備交 付金</p>	<p>次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等及び障害児施設等の新設、修理、改造、拡張又は防犯対策強化等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。</p> <p>(対象施設)</p> <p>児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設、子育て支援のための拠点施設</p>	<p>1. 交付件数 27 件</p> <p>2. 交付額 786,799 千円</p>
<p>就学前教育・保育 施設整備交付金</p>	<p>保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために交付することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。</p> <p>(対象施設)</p> <p>保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所</p>	<p>1. 交付件数 91 件</p> <p>2. 交付額 6,697,584 千円</p>
<p>社会福祉施設等 施設整備費国庫 補助金</p>	<p>福祉各法に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備（創設、増築、増改築、改築、拡張、防犯対策の強化に係る大規模修繕等）に要する経費の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象施設)</p> <p>障害者（児）関連施設及び保護施設等</p>	<p>1. 交付件数 16 件</p> <p>2. 交付額 1,493,360 千円</p>

社会福祉施設等 災害復旧費国庫 補助金	福祉各法に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	1. 交付件数 146 件 2. 交付額 442,441 千円
児童福祉施設等 災害復旧費国庫 補助金	児童福祉法及び認定こども園法に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	1. 交付件数 8 件 2. 交付額 106,850 千円
子ども・子育て支 援施設整備交付 金	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。	1. 交付件数 60 件 2. 交付額 486,317 千円

(2) 義務的経費に係る補助金等について

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
結核医療費国庫 負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者(勧告又は措置等)に対する医療に要する経費等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図りもって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・9 市 2. 交付額 81,983 千円
結核医療費国庫 補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する経費等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図りもって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・9 市 2. 交付額 6,909 千円

原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断等に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 3,935 千円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当及びその支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 91,062 千円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料及びその支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 7,424 千円
児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県又は市等が行う児童扶養手当及びその支給に要する経費の一部を負担することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・77 市 2. 交付額 10,412,030 千円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県又は市等が行う特別児童扶養手当及びその支給に係る事務の処理に必要な経費の一部を交付することにより、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 224 市町村 2. 交付額 106,097千円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県又は市等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等及びその支給に要する経費の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 77 市 2. 交付額 3,050,052千円

<p>婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金</p>	<p>都道府県及び婦人相談所を設置する市が行う婦人保護等に要する経費の一部を負担及び補助することにより、要保護女子の保護更生等及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。</p>	<p>1. 交付先 6 県 2. 交付額 199,414千円</p>
<p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p>	<p>都道府県及び市等が行う児童福祉施設等の運営等に係る経費の一部を負担することにより、児童とその保護者の生活の保障及び児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p>	<p>1. 交付先 6 県 54 市 2. 交付額 (保護費) 7,793,767 千円 (医療費) 156,211 千円</p>
<p>子どものための教育・保育給付交付金</p>	<p>市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。</p>	<p>1. 交付先 6 県 198 市 2. 交付額 116,296,769 千円</p>
<p>子どものための教育・保育給付費補助金</p>	<p>認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p>	<p>1. 交付先 申請なし</p>
<p>子育てのための施設等利用給付交付金</p>	<p>市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。</p>	<p>1. 交付先 6 県 170 市 2. 交付額 4,224,902 千円</p>
<p>子ども・子育て支援交付金</p>	<p>市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。</p>	<p>1. 交付先 6 県 221 市 2. 交付額 12,969,209 千円</p>

13 各地方厚生局に委任された災害復旧費に関する業務

(1) 概要

厚生労働省が所管する施設の災害復旧費については、管内の保健衛生施設等及び社会福祉施設等に関する一部の事務が本省から地方厚生局に委任されています。

また、こども家庭庁が所管する施設の災害復旧費については、管内の児童福祉施設等に関する事務がこども家庭庁から地方厚生局に委任されています。

(2) 実績

次表のとおり令和4年に発生した地震、令和4年7月、8月及び令和5年7月の豪雨で被災した施設等の早期復旧に向け、調査（査定）を実施しました。

令和5年度調査（査定）実施分 災害別・自治体別内訳 (単位：件)

名称	発生年月	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	計
令和4年福島県沖地震	令和4年3月	0	3	85	0	0	34	122
令和4年7月豪雨	令和4年7月	0	0	1	0	0	0	1
令和4年8月豪雨	令和4年8月	1	0	0	0	1	2	4
令和5年7月豪雨	令和5年7月	0	0	0	16	0	0	16

14 補助金等により取得した財産の処分に関する業務

(1) 概要

補助事業者等が、補助金等の交付を受けて取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して処分（目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供及び取り壊し）するに当たっては、あらかじめ各省各庁の長の承認を受ける必要があります。

東北厚生局では、厚生労働省所管一般会計補助金等のうち、管内の社会福祉施設及び保健衛生施設等に係る財産処分について、こども家庭庁所管一般会計補助金等及び年金特別会計子ども・子育て支援勘定補助金のうち、管内の児童福祉施設等に係る財産処分について（令和5年度より）補助事業者等から提出される財産処分承認申請の承認を行っています。また、承認した財産処分が完了した際の報告書を受理しています。

(2) 実績

① 社会福祉施設等

ア 承認事項

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処分の種類	転用	6	13	7	5	4
	無償譲渡	5	4	6	2	4
	有償譲渡	2	2	3	6	0
	交換	0	0	0	0	0
	無償貸付	2	1	0	0	3
	有償貸付	1	0	1	0	2
	取り壊し	2	6	3	6	5
	廃棄	2	1	1	1	0
	抵当権	11	13	14	4	3
	合計 (国庫納付あり)	31 (5)	40 (7)	35 (5)	24 (10)	21 (8)

イ 包括承認事項

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処分の種類	転用	15	19	25	17	9
	無償譲渡	2	9	5	5	7
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	3	1	4	0
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	0	2	8	6	3
	廃棄	0	2	0	0	0
	抵当権	0	0	0	0	0
	合計	26	35	39	32	19

② 保健衛生施設等

ア 承認事項

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処分の種類	転用	0	1	0	0	0
	無償譲渡	0	1	0	0	1
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	1	0	0	0
	有償貸付	1	0	0	1	0
	取り壊し	1	0	0	0	0
	廃棄	0	0	0	0	0
	抵当権	0	0	0	0	0
	合計 (国庫納付あり)	2 (1)	3 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)

イ 包括承認事項

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処分の種類	転用	6	6	2	3	3
	無償譲渡	0	1	0	0	0
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	2	0	0	1
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	0	1	0	1	1
	廃棄	0	0	1	0	0
	抵当権	0	0	0	0	0
	合計	6	10	3	4	5

③ 児童福祉施設等

ア 承認事項

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処分の種類	転用					0
	無償譲渡					2
	有償譲渡					0
	交換					0
	無償貸付					1
	有償貸付					0
	取り壊し					5
	廃棄					0
	抵当権					1
	合計 (国庫納付あり)					9 (0)

イ 包括承認事項

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処分の種類	転用					20
	無償譲渡					1
	有償譲渡					0
	交換					0
	無償貸付					0
	有償貸付					0
	取り壊し					1
	廃棄					0
	抵当権					0
	合計					22

15 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画認定業務

(1) 概要

平成 28 年 7 月 1 日に施行された中小企業等経営強化法により、中小企業等は人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための経営力向上計画を作成し、事業分野別の主務大臣へ申請することにより、計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援措置を受けることができます。

東北厚生局では、管内の事業者からの申請の受付及び認定を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請数	164	112	104	101	103
認定数	167	117	100	87	97

※認定数には前年度申請（繰越）分を含む。